

第154期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2018年6月28日（木曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所：ヒルトン東京4階 菊の間

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）
6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主総会に当日ご出席願えない株主様

同封の議決権行使書のご返送又はインターネットにより
議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の
ご用意はございません。
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



株式会社 **ニコン**

証券コード：7731

目次

招集ご通知

第154期定時株主総会招集ご通知……………	2
インターネットによる議決権行使について……	4

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件……………	5
第2号議案 定款一部変更の件……………	6
第3号議案 取締役（監査等委員であるもの… を除く）6名選任の件……………	8
第4号議案 監査等委員である取締役4名選… 任の件……………	14

(添付書類)

事業報告

1. 企業集団の現況 ……………	20
(1) 当事業年度の事業の状況	
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況	
(3) 重要な親会社及び子会社の状況	
(4) 対処すべき課題	
(5) 主要な事業内容	
(6) 主要な営業所及び工場	
(7) 使用人の状況	
(8) 当社の主要な借入先の状況	
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の現況 ……………	30
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 業務の適正を確保するための体制	

連結計算書類

連結財政状態計算書……………	42
連結損益計算書……………	43
連結持分変動計算書……………	44

計算書類

貸借対照表……………	46
損益計算書……………	47
株主資本等変動計算書……………	48

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	49
計算書類に係る会計監査報告書謄本……………	50
監査等委員会の監査報告書謄本……………	51

(ご参考) 国際会計基準 (IFRS) の適用に伴う… 主な変更点について……………	53
---	----

株主総会会場ご案内図

証券コード 7731

2018年6月7日

株主各位

東京都港区港南2丁目15番3号

株式会社 **ニコン**

取締役社長 牛田 一雄

第154期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第154期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2018年6月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第154期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第154期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件</p> <p>第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件</p>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法による議決権行使が可能ですので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2018年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査等委員会及び会計監査人は、当社ウェブサイトに掲載した上記書類を含めた監査対象書類を監査しております。

■株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト https://www.nikon.co.jp/ir/stock_info/meeting/index.htm

議決権行使についてのご案内



株主総会への当日ご出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
なお、代理人により議決権を行使される場合は、定款の定めにより、代理人は議決権を有する他の株主の方1名とし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となります。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、**2018年6月27日（水曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。
なお、各議案について賛否の表示がない場合は、賛の表示があったものとして取扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、**2018年6月27日（水曜日）午後5時**までにご行ってください。

- ※郵送と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- ※電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

機関投資家の
皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイトにアクセスのうえ賛否をご入力ください。
(ただし、午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

※以下はパソコン用の画面を表示しております。

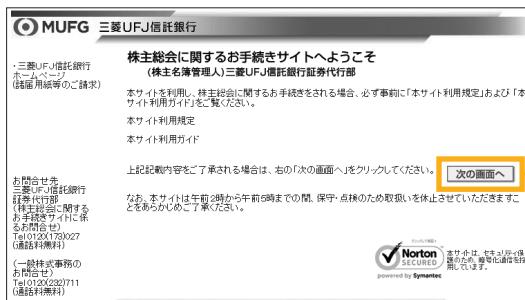
1 議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

にアクセスします。

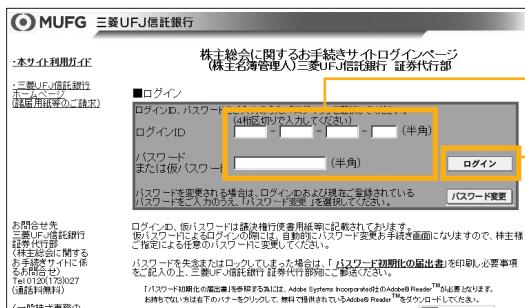
2 ログイン画面に移動します。

3 同封の議決権行使書に記載の「ログインID」と「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックします。

4 以降、画面の案内に沿って賛否を入力します。



クリック



①入力

②クリック

お問合せ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォン又は携帯電話の操作方法がご不明な場合は、右記にお問合せください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時～午後9時

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分は、将来の成長に向けた事業・技術開発への投資（設備投資・開発投資）を拡大することで競争力強化に努めるとともに、株主重視の観点から安定的に配当を行うことを基本とし、配当性向40%以上を目標として株主の皆様への還元を行っていく方針としております。

上記方針に基づき、期末配当は以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円
配当総額 8,729,607,590円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月29日

なお、当期年間配当金は中間配当金と合わせて当社普通株式1株につき金36円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社では、従来からコーポレートガバナンスを経営上の重要な課題と捉えて必要な体制の強化に努めており、2001年には執行役員制度を導入し、2016年には監査等委員会設置会社へ移行するなど、ニコングループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の一層の強化に取り組んでおります。

今般、執行役員の位置付けを明確化するとともに、業務執行の最高責任者である社長について、取締役ではなく、執行役員としての役位であることを明確にするため、執行役員の中から社長を選定する旨の規定を新設し、これに伴い、株主総会の議長及び役付取締役に関する規定を一部変更したいと存じます。

なお、当社では、執行役員の任期は定時株主総会終了後の取締役会より翌年の定時株主総会終結の時までとしておりましたが、事業年度と執行役員の任期を揃えることにより業務の執行責任を明確化するため、第155期より執行役員の任期を毎年4月から翌年3月までの1年間と改めております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第14条 <条文省略> (議長)	第1条～第14条 <現行通り> (議長)
第15条 株主総会の議長は、取締役社長これにあたり、取締役社長欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。	第15条 株主総会の議長は、 <u>取締役兼社長執行役員</u> がこれにあたり、 <u>取締役兼社長執行役員</u> に欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。
第16条～第18条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会	第16条～第18条 <現行通り> 第4章 取締役及び取締役会等
第19条～第22条 <条文省略>	第19条～第22条 <現行通り>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、 監査等委員でない取締役の中から取締役会長及び取 締役社長各1名を置くことができる。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>第24条～第33条 <条文省略></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により必要に応じ、 監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名を 置くことができる。</p> <p>2. <現行通り></p> <p>3. <現行通り></p> <p>(執行役員)</p> <p>第24条 執行役員は、取締役会の決議によりこれを 選任する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、執行役員の中から 社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役 員を選定することができる。</p> <p>第25条～第34条 <現行通り></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く）6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く）6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位、担当及び役職
1	再任 牛田 一雄	代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員 新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
2	再任 岡 昌志	代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO 経営監査部担当、経営戦略本部担当 兼 経営戦略本部長、 財務・経理本部担当、知的財産本部担当
3	再任 岡本 恭幸	取締役 兼 常務執行役員 ヘルスケア事業部担当
4	再任 小田島 匠	取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、リスク管理担当
5	再任 萩原 哲	取締役 兼 常務執行役員 財務・経理本部長 兼 経営戦略本部副本部長
6	社外 独立 再任 根岸 秋男	社外取締役

候補者番号 1

うしだ かずお
牛田 一雄

生年月日

1953年1月25日

所有する当社株式の数

28,599株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4月 当社入社
2003年 6月 当社執行役員 精機カンパニー開発本部長
2005年 6月 当社常務取締役 兼 上席執行役員 精機カンパニープレジデント
2007年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 精機カンパニープレジデント
2009年 6月 当社取締役 兼 専務執行役員 知的財産本部担当役員、
精機カンパニープレジデント
2013年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 知的財産本部担当役員、
精機カンパニープレジデント、経営企画本部副担当役員
2014年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
メディカル事業推進本部管掌、新事業開発本部管掌
2015年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
経営戦略本部管掌、メディカル事業推進本部管掌、
新事業開発本部管掌
2016年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
新事業開発本部担当
2017年 6月 当社代表取締役 取締役社長 兼 社長執行役員
新事業開発本部担当、光学本部担当、研究開発本部担当
(現在に至る)

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

牛田一雄氏は、入社以来、主に半導体露光装置の開発に従事し、精機カンパニーの開発本部長・カンパニープレジデントを歴任しました。最先端の半導体装置市場のグローバルな競争環境において培った事業経営の経験を活かし、現在は構造改革を主導しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

おか まさし
岡 昌志

生年月日

1955年7月11日

所有する当社株式の数

8,300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社三菱銀行入社
 2004年 6月 株式会社東京三菱銀行シンジケーション部長
 2005年 6月 同行執行役員
 兼 ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア取締役副会長
 2008年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 CIB推進部長
 2009年10月 同行常務執行役員 投資銀行業務及びCIB推進部担当
 2010年 7月 同行常務執行役員 兼 ユニオンバンク頭取 兼 最高経営責任者
 2012年 5月 同行常務執行役員 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取
 兼 最高経営責任者
 2013年 5月 同行専務執行役員 米州総代表 兼 ユニオンバンク頭取
 兼 最高経営責任者
 2014年 7月 同行顧問 米州MUFGホールディングスコーポレーション取締役会長
 兼 MUFGユニオンバンク取締役会長
 2015年10月 同行顧問
 2016年 5月 当社顧問
 2016年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO
 経営監査部担当、経営戦略本部担当、財務・経理本部担当
 2017年 6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 兼 CFO
 経営監査部担当、経営戦略本部担当 兼 経営戦略本部長、
 財務・経理本部担当、知的財産本部担当（現在に至る）

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

岡昌志氏は、1979年に株式会社三菱銀行に入社し、2005年の株式会社東京三菱銀行の執行役員就任以降、主に三菱UFJフィナンシャル・グループのCIB業務（コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング業務）及び米州事業の経営に携わり、株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員、専務執行役員、同グループ傘下のユニオンバンクの最高経営責任者を歴任しました。グローバル事業の経営・財務全般において豊富な経験・実績を有し、現在は構造改革を推進しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

おかもと やすゆき
岡本 恭幸

生年月日

1956年1月3日

所有する当社株式の数

13,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2005年 6月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング統括部長
2006年10月 当社執行役員 映像カンパニーマーケティング本部長
2007年10月 当社執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO
2009年 6月 当社常務執行役員 Nikon Inc.社長兼CEO
2010年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 映像カンパニープレジデント
2014年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 業務本部管掌、映像事業部管掌
2015年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 業務本部管掌、映像事業部管掌、
マイクロスコープ・ソリューション事業部管掌、産業機器事業部管掌
2016年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 ヘルスケア事業担当
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 ヘルスケア事業部担当
(現在に至る)

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

岡本恭幸氏は、入社以来、主に映像事業におけるマーケティング・海外営業に携わった後、海外販売子会社における社長や映像カンパニープレジデントなどを歴任し、当社映像事業の売上拡大に寄与しました。事業経営の豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 4

おだじま たくみ
小田島 匠

生年月日

1958年12月5日

所有する当社株式の数

8,200株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

小田島匠氏は、インストルメンツ事業の営業部門・事業企画部門に携わった後、経営企画部ゼネラルマネジャー、精機カンパニー企画本部長、人事・総務本部長などを歴任しました。重要施策推進の責任者としての豊富な経験を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2012年 6月 当社執行役員 精機カンパニー企画本部長
2014年 6月 当社執行役員 経営戦略本部
2016年12月 当社執行役員 経営戦略本部 兼 人事・総務本部副本部長
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長
2018年 4月 当社取締役 兼 常務執行役員 人事・総務本部長、リスク管理担当
(現在に至る)

候補者番号 5

はぎわら さとし
萩原 哲

生年月日

1961年7月18日

所有する当社株式の数

4,000株

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

萩原哲氏は、入社以来、財務・経理部門に従事し、同部門における重要ポスト、経営戦略本部副本部長を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性と卓越した見識を有しており、取締役としての資質を十分に備えていることから、同氏を引き続き取締役候補者としております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2015年 6月 当社執行役員 財務・経理本部長
2017年 6月 当社取締役 兼 常務執行役員 財務・経理本部長 兼 経営戦略本部副本部長 (現在に至る)

候補者番号 6

ねぎし あきお

根岸 秋男

社外取締役候補者
独立役員候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 明治生命保険相互会社入社
2009年 7月 明治安田生命保険相互会社執行役
2012年 4月 同社常務執行役
2013年 7月 同社取締役代表執行役社長（現在に至る）
2016年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

生年月日

1958年10月31日

所有する当社株式の数

0株

- (注) 1. 根岸秋男氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
2. 当社と根岸秋男氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

【当社との特別な利害関係】

当社は、根岸秋男氏が代表執行役社長である明治安田生命保険相互会社から資金の借り入れを行っており、また、当社は、明治安田生命保険相互会社に対し保険取引関係があります。なお、過去3年間における当社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準(19頁ご参照)を満たしております。

【社外取締役候補者とした理由】

根岸秋男氏は、明治安田生命保険相互会社の代表執行役社長を務めており、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、大局的な見地より経営全般に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役藤生孝一、上原治也、畑口紘、石原邦夫の各氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	1	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
つるみ あつし 鶴見 淳 新任取締役候補者		1982年 4月 当社入社 2012年 4月 当社財務・経理本部財務部ゼネラルマネジャー 2014年 6月 当社経営監査部長（現在に至る）
生年月日	1959年9月29日	
所有する当社株式の数	1,000株	

(注) 当社と鶴見淳氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【取締役候補者とした理由】

鶴見淳氏は、入社以来、財務・経理関連業務に従事した後、産業機器事業の海外子会社副会長、内部監査部門の責任者を歴任しました。財務・経理に関する高い専門性を有しており、経営に対する全般的な監査の見地から監査等委員としての責務を果たすための資質を有していることから、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号 2

うえはら はるや

上原 治也

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1946年7月25日

所有する当社株式の数

10,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 三菱信託銀行株式会社入社

1996年 6月 同行取締役

2004年 4月 同行取締役社長

2005年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長

2008年 6月 同行取締役会長

2011年 6月 当社社外監査役

2012年 4月 三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問（現在に至る）

2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

株式会社小糸製作所社外取締役

株式会社三菱総合研究所社外監査役

(注) 1. 上原治也氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役に就任していた期間である5年を合わせた在籍期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

2. 当社と上原治也氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当社は、上原治也氏が最高顧問である三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借入れ等を行っております。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準（19頁ご参照）を満たしております。

4. 当社の子会社Nikon AG（スイス連邦・チューリッヒ州）は、2011年にスイス連邦競争委員会から競争法違反に関する裁定を受け、その後スイス連邦行政裁判所で係争中でしたが、2016年9月に同裁判所からスイス連邦競争委員会の裁定を支持する判決が下りました。

当社は総合的に検討した結果、上告せず、裁定に基づく課徴金として約1,200万スイスフラン（約13億円：当時のレートで換算）を支払うことを決定しました。

当社社外取締役である上原治也氏は、当該裁定の原因となった事実の発生より後に当社社外取締役に就任し、再発防止に向けたコンプライアンス体制のさらなる強化・徹底のための適切な措置を講ずることを求めるなどの提言を行っております。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【社外取締役候補者とした理由】

上原治也氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

候補者番号 3

はたぐち ひろし

畑口 紘

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1940年4月8日

所有する当社株式の数

13,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年 4月 弁護士登録
 1967年 4月 日本輸出入銀行入社
 1969年 4月 同行退社
 1972年 2月 大塚総合法律事務所勤務
 1987年 4月 最高裁判所司法研修所教官
 1990年 3月 同所教官退任
 1990年 4月 法政大学法学部講師
 1994年 4月 第一東京弁護士会副会長
 1995年 3月 同会副会長退任
 1996年 4月 日本弁護士連合会理事
 1997年 3月 同会理事退任
 2005年 3月 法政大学法学部講師退任
 2009年12月 大塚総合法律事務所退所
 2010年 1月 畑口紘法律事務所開設（現在に至る）
 2011年 6月 当社社外監査役
 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

[重要な兼職の状況]
 双信電機株式会社社外取締役

- (注) 1. 畑口紘氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役に就任していた期間である5年を合わせた在籍期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
2. 当社と畑口紘氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社の子会社Nikon AG（スイス連邦・チューリッヒ州）は、2011年にスイス連邦競争委員会から競争法違反に関する裁定を受け、その後スイス連邦行政裁判所で係争中でしたが、2016年9月に同裁判所からスイス連邦競争委員会の裁定を支持する判決が下りました。
 当社は総合的に検討した結果、上告せず、裁定に基づく課徴金として約1,200万スイスフラン（約13億円：当時のレートで換算）を支払うことを決定しました。
 当社社外取締役である畑口紘氏は、当該裁定の原因となった事実の発生より後に当社社外取締役に就任し、再発防止に向けたコンプライアンス体制のさらなる強化・徹底のための適切な措置を講ずることを求めるなどの提言を行っております。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【社外取締役候補者とした理由】

畑口紘氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験等を有しており、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけたと考えております。また、当社の定める独立性判断基準（19頁ご参照）を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけたと考えております。

候補者番号 4

いしはら くに お

石原 邦夫

社外取締役候補者
独立役員候補者

生年月日

1943年10月17日

所有する当社株式の数

300株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年 4月 東京海上火災保険株式会社入社
 2001年 6月 同社取締役社長
 2002年 4月 株式会社ミレアホールディングス取締役社長
 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長
 2007年 6月 同社取締役会長
 2007年 6月 株式会社ミレアホールディングス取締役会長
 2008年 7月 東京海上ホールディングス株式会社取締役会長
 2013年 6月 東京海上日動火災保険株式会社相談役（現在に至る）
 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

東京急行電鉄株式会社社外監査役
 日本郵政株式会社社外取締役

- (注) 1. 石原邦夫氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
2. 当社と石原邦夫氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は、石原邦夫氏が相談役である東京海上日動火災保険株式会社と保険取引関係があります。なお、過去3年間における同社との取引額は、同社及び当社の各連結売上高の1%未満であり、当社の定める独立性判断基準（19頁ご参照）を満たしております。
4. 当社の子会社Nikon AG（スイス連邦・チューリッヒ州）は、2011年にスイス連邦競争委員会から競争法違反に関する裁定を受け、その後スイス連邦行政裁判所で係争中でしたが、2016年9月に同裁判所からスイス連邦競争委員会の裁定を支持する判決が下りました。
 当社は総合的に検討した結果、上告せず、裁定に基づく課徴金として約1,200万スイスフラン（約13億円：当時のレートで換算）を支払うことを決定しました。
 当社社外取締役である石原邦夫氏は、当該裁定の原因となった事実の発生より後に当社社外取締役に就任し、再発防止に向けたコンプライアンス体制のさらなる強化・徹底のための適切な措置を講ずることを求めるなどの提言を行っております。

【当社との特別な利害関係】

特になし

【社外取締役候補者とした理由】

石原邦夫氏は、東京海上日動火災保険株式会社等の代表取締役就任の経歴を持ち、長年の経営経験と卓越した見識を有していることから、経営の健全性・適正性の確保及び透明性の向上に寄与していただけると考えております。また、当社の定める独立性判断基準を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

(ご参考)

社外取締役の独立性の判断基準

当社は、会社法上の社外取締役の要件に加え、以下の要件に該当しない場合には、当該社外取締役に独立性があると判断いたします。

- a) 候補者が、当社グループの在籍者または出身者である場合
- b) 候補者が、当社の「主要な取引先※」若しくは「主要な取引先」の業務執行者である場合
- c) 候補者が、主要株主若しくは主要株主の業務執行者である場合
- d) 候補者が、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者である場合
- e) 候補者が、当社が寄付を行っている先またはその出身者である場合
- f) 候補者の二親等以内の者が、当社グループまたは当社の「主要な取引先」の重要な業務執行者である場合

※「主要な取引先」とは、以下に該当する取引先をいうものとします。

- (1) 過去3年間の何れかの1年において以下の取引がある取引先
 - ・当社からの支払いが取引先連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
 - ・当社への支払いが当社連結売上高の2%若しくは1億円のいずれか高い方を超える取引先
- (2) 当社より、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家

以 上

(添付書類)

事業報告 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、当事業年度より国際会計基準（IFRS）を適用しており、前期の財務数値についても、IFRSに組み替えて比較分析を行っています。

また、2017年6月29日付で実施した組織再編に伴い、当事業年度より、セグメントを従来の「精機事業」「映像事業」「インストルメンツ事業」「メディカル事業」「その他」から、「映像事業」「精機事業」「ヘルスケア事業」「産業機器・その他」に変更しました。なお、「ヘルスケア事業」及び「産業機器・その他」については、それぞれに対応する事業にかかる前期の財務数値を変更後の区分に組み替えて比較しています。

① 事業の経過及び成果

当事業年度の経済情勢は、米国、欧州ともに底堅い個人消費などに支えられ回復傾向が継続し、中国も持ち直しの動きが続きました。また、我が国経済も世界経済の成長と内需に支えられて緩やかな拡大基調にありました。

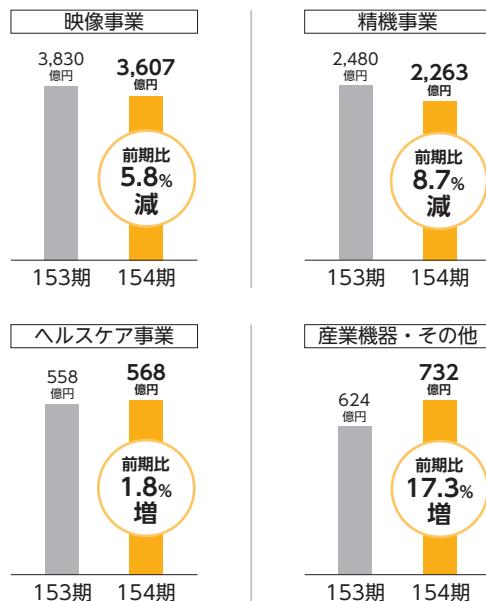
事業別では、映像事業においては、レンズ交換式デジタルカメラ市場及びコンパクトデジタルカメラ市場は縮小傾向が続きました。精機事業においては、FPD関連分野及び半導体関連分野ともに、設備投資は好調に推移しました。ヘルスケア事業においては、バイオサイエンス分野は海外の政府予算執行遅延の影響等により低調に推移した一方、眼科診断分野では網膜画像診断機器市場が堅調に推移しました。

当社グループは、当事業年度を2016年11月に発表した構造改革の「第2フェーズ」と位置付け、「映像事業の収益モデル強化」、「半導体装置事業の黒字化実現」、「経営体質改善への本格的な着手」の3つを経営方針とし、各施策に取り組んできました。映像事業では、高付加価値製品への選択と集中を進めるとともに、開発・生産・販売体制の最適化に取り組みました。半導体装置事業では、事業戦略の抜本的な見直しを実施し、黒字体質を定着させるため事業基盤を強化しました。また、全社的な施策として、ポートフォリオ経営を始動するとともに、ROE/ROICといった経営指標を軸とした経営体質と管理プロセスの見直しを進め、ガバナンス体制の強化にも努めました。

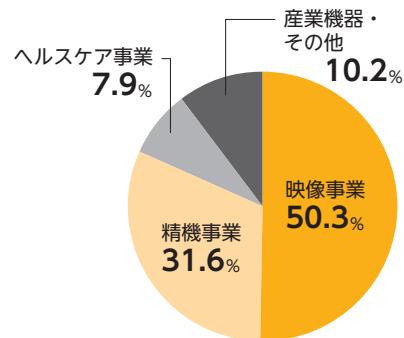
これらの結果、当社グループの連結業績は、売上収益は7,170億78百万円、前期比321億96百万円（4.3%）の減少となりましたが、構造改革関連費用の減少等により、営業利益は562億36百万円、前期比554億63百万円（7,166.6%）の増加となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は347億72百万円、前期比308億5百万円（776.6%）の増加となりました。

次に、事業別の概況につきご報告申し上げます。

■ 事業別売上収益



■ 事業別売上収益構成比



映像事業

レンズ交換式デジタルカメラは、全体での販売台数は減少したものの、高精細な描写と高速連続撮影を両立させたデジタル一眼レフカメラ「D850」が好調に推移し、高級機の売上げを大きく伸ばしました。

コンパクトデジタルカメラは、高性能アウトドアモデル「COOLPIX W300」など高付加価値製品の販売に注力しましたが、市場が縮小するなか、販売台数は大幅に減少しました。

これらの結果、当事業の売上収益は3,607億3百万円、前期比5.8%の減少となりましたが、選択と集中への事業戦略転換や生産子会社Nikon Imaging (China) Co., Ltd.の操業停止など構造改革による収益性改善に努めた結果、営業利益は302億22百万円、前期比76.2%の増加となりました。

精機事業

FPD露光装置分野では、中小型パネル用装置の販売台数減少により減収減益となりましたが、4Kテレビや今後普及が期待される8Kテレビ向けの液晶パネル、有機ELパネル等の量産に適した第10.5世代プレートサイズ対応装置「FX-103S」を2018年2月に発表し、計画どおり販売しました。

半導体露光装置分野では、構造改革による効率化と収益重視の運営方針への転換を進め、計画どおり黒字化を達成しました。

これらの結果、当事業の売上収益は2,263億34百万円、前期比8.7%の減少となりましたが、構造改革関連費用を計上した前期との比較では、営業利益は533億93百万円、前期比296.6%の増加となりました。

ヘルスケア事業

バイオサイエンス分野では、海外における政府予算執行遅延の影響等により減収となりました。コストダウン等の効果もあり生物顕微鏡は一定の収益性を維持しましたが、新事業立ち上げ費用の増加等により減益となりました。

眼科診断分野では、世界的に堅調な市況の下、販売強化策を講じたことにより増収となりましたが、新事業への先行投資の影響により、減益となりました。

これらの結果、当事業の売上収益は568億18百万円、前期比1.8%の増加となり、営業損失は32億63百万円（前期は6億60百万円の営業損失）となりました。

なお、当事業においては、米国のAthersys, Inc.と、日本における脳梗塞の治療を目的に治験が進められている体性幹細胞再生医薬品MultiStem®の商用化に向けた受託生産契約を締結したほか、米国のBerkeley Lights, Inc.と細胞関連分野の強化に向けた戦略的な業務提携を行いました。

（注）MultiStem®は、Athersys, Inc.による米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

産業機器・その他

産業機器事業では、世界的な市況の回復を受け、CNC画像測定システム及びX線検査装置を中心に増収となりました。

カスタムプロダクツ事業では、固体レーザーが増収となりましたが、光学部品と特注機器が増収となりました。

ガラス事業では、FPDフォトマスク基板や光学素材の拡販を進め、増収となりました。

この結果、これらの事業の売上収益は732億22百万円、前期比17.3%の増加となり、営業利益は50億26百万円、前期比35.1%の増加となりました。

なお、構造改革の施策の一環として製品群の戦略的な見直しを行い、イタリアのASF Metrology s.r.l.にCMM（Coordinate Measuring Machines：接触式三次元測定機）事業を譲渡しました。

（注）事業別の営業損益には、当社グループ内取引において生じた損益を含んでおります。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は334億72百万円であり、事業別の投資額は、映像事業64億65百万円、精機事業44億60百万円、ヘルスケア事業50億49百万円、産業機器・その他128億25百万円であります。また、主な設備投資の内容は、精機事業におけるFPD露光装置の増産及びヘルスケア事業における細胞受託生産のための投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度末現在の長期借入金残高（1年以内返済分を含む）は832億18百万円であり、前期末と比べ13億55百万円減少しております。

なお、当事業年度は増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の子会社であるNikon Metrology NVは、2018年3月31日付にて、CMM (Coordinate Measuring Machines：接触式三次元測定機) 事業をASF Metrology s.r.l. (イタリア) に譲渡しました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

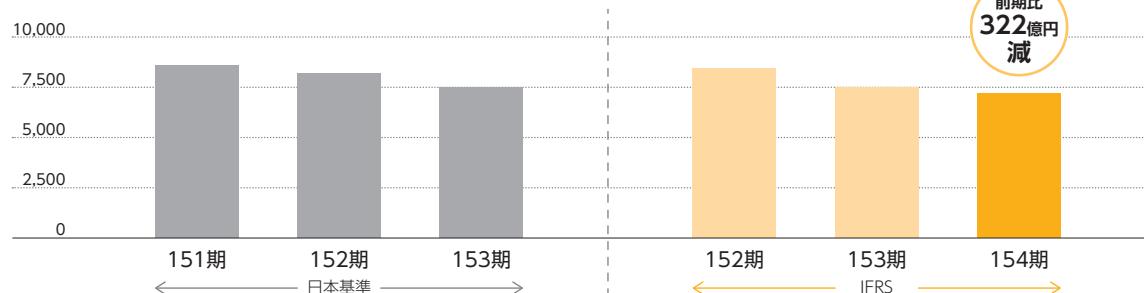
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社グループに関するものは以下のとおりです。

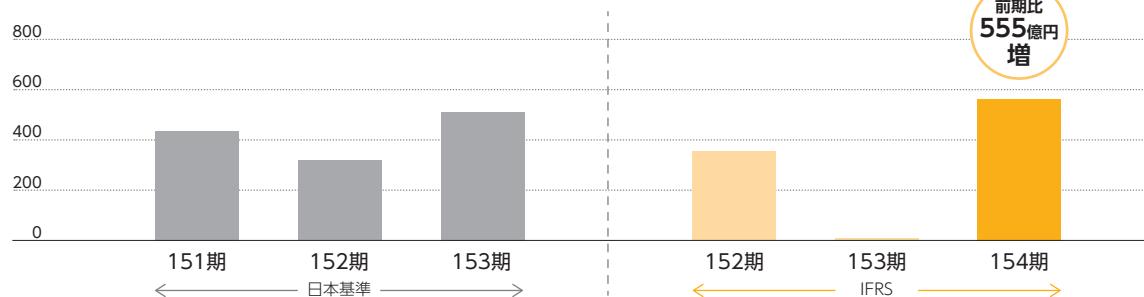
区 分	日本基準			I F R S		
	第151期 (2014年度)	第152期 (2015年度)	第153期 (2016年度)	第152期 (2015年度)	第153期 (2016年度)	第154期 (2017年度)
売上収益 (百万円)	857,782	819,388	748,891	841,040	749,273	717,078
営業利益 (百万円)	43,412	31,698	50,979	35,266	774	56,236
経常利益 (百万円)	46,368	37,868	54,322	—	—	—
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	18,364	18,254	△7,107	29,947	3,967	34,772
基本的1株当たり当期利益	46円29銭	46円05銭	△17円94銭	75円55銭	10円01銭	87円76銭
資産合計 (百万円)	972,945	966,578	997,203	982,564	1,018,351	1,098,343
資本合計 (百万円)	572,200	528,280	522,699	537,078	538,150	573,541

- (注) 1. 当社は、第153期より有価証券報告書を国際会計基準 (IFRS) に基づいて作成しております。これに伴い、第154期より、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、連結計算書類についてIFRSに基づいて作成しております。また、ご参考までに第152期及び第153期についてもIFRSに準拠した数値を記載しております。
2. 各区分の名称はIFRSに準拠した用語に基づいて表示しております。日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「資産合計」は「総資産」、「資本合計」は「純資産」となります。また、日本基準においては、記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 第152期より「役員報酬BIP信託」を導入し、当該信託が所有する当社株式を連結計算書類において自己株式として計上しております。これに伴い、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり当期純利益の算定にあたっては、当該株式数を自己株式に含めて「普通株式の期中平均株式数」を算定しております。
4. 第153期より、日本基準において精機事業におけるFPD露光装置の海外向け販売取引について、従前の船積み基準ないし顧客指定場所引渡し基準から据付完了基準に変更しております。これに伴い、第152期の数値について、遡及適用した数値を記載しております。

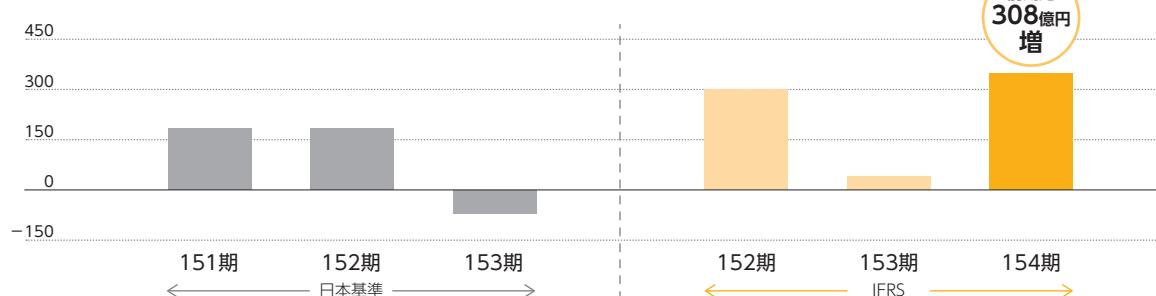
売上収益 (億円)



営業利益 (億円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (億円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社栃木ニコン	栃木県	363百万円	100.0%	交換レンズ、各種光学レンズ等の製造
株式会社仙台ニコン	宮城県	480百万円	100.0%	映像事業製品の製造
株式会社ニコンイメージングジャパン	東京都	400百万円	100.0%	映像事業製品の国内における販売
Nikon (Thailand) Co., Ltd.	タイ	1,260百万バーツ	100.0%	映像事業製品の製造
Nikon Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	映像事業製品の米州における販売
Nikon Europe B.V.	オランダ	1,000千ユーロ	* 100.0%	映像事業製品の欧州における販売
Nikon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	32百万シンガポールドル	* 100.0%	映像事業製品のアジア・オセアニアにおける販売
Nikon Imaging (China) Sales Co., Ltd.	中国	10百万米ドル	* 100.0%	映像事業製品の中国における販売
株式会社栃木ニコンプレジジョン	栃木県	204百万円	100.0%	精機事業の製品及び部品の製造
Nikon Precision Inc.	米国	1,000米ドル	* 100.0%	精機事業製品の米国及び欧州における販売
株式会社ニコンインステック	東京都	418百万円	100.0%	ヘルスケア事業製品及び産業機器事業製品の国内における販売
Optos Plc	英国	1,524千英ポンド	100.0%	ヘルスケア事業製品の製造及び販売
Nikon Metrology NV	ベルギー	97百万ユーロ	* 100.0%	産業機器事業製品の製造及び欧州・米国での販売

(注) 1. * は間接所有を含めた出資比率であることを表しております。

2. 当事業年度より、Nikon Imaging (China) Co., Ltd.及びNikon Hong Kong Ltd.を重要な子会社から除いております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業分野に関しては、映像事業では、レンズ交換式デジタルカメラ市場及びコンパクトデジタルカメラ市場は、厳しい状況が続くことが予想されます。精機事業では、FPD関連分野の設備投資は当期並みの水準を維持すると見込まれるものの、パネル需要の変化などにより、先々の状況には不透明感があります。また、半導体関連分野の設備投資は堅調に推移するものと見込まれます。ヘルスケア事業では、バイオサイエンス分野では、海外の市況が好転するものと予想され、細胞受託生産、幹細胞関連の新事業の売上拡大が見込まれます。眼科診断分野では、網膜画像診断機器市場が引き続き堅調に推移するものと見込まれます。

2019年3月期は、構造改革の最終年度として、以下の抜本的な体質改善に継続して取り組みます。

- ポートフォリオ経営の推進
- 資本効率を重視した経営指標に基づく事業運営と現場への展開
- コーポレートガバナンスの変革

これらにより、持続的な企業価値創造を目指してまいります。

なお、成長戦略を織り込んだ新中期経営計画は、構造改革終了後の2019年4月のスタートを目指して、改めて発表する予定です。

(5) 主要な事業内容（2018年3月31日現在）

当社グループの主要事業は、以下の製品の製造販売であります。

事業	主要製品
映像事業	レンズ交換式デジタルカメラ、コンパクトデジタルカメラ、交換レンズ、フィルムカメラ、望遠鏡
精機事業	FPD露光装置、半導体露光装置
ヘルスケア事業	生物顕微鏡、細胞培養観察装置、超広角走査型レーザー検眼鏡
産業機器・その他	工業用顕微鏡、測定機、特注機器、FPDフォトマスク基板

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

当社に関するものは、以下のとおりです。

また、当社子会社に関するものは「(3) ②重要な子会社の状況」(27頁)に記載のとおりです。

事業所名	所在地
本社	東京都
大井製作所	東京都
横浜製作所	神奈川県
相模原製作所	神奈川県

事業所名	所在地
熊谷製作所	埼玉県
水戸製作所	茨城県
横須賀製作所	神奈川県

(7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
21,029名	4,002名減

(注) 使用人数には、パート、契約社員などは含めておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,444名	646名減	43.6歳	17.8年

(注) 使用人数には、パート、契約社員などは含めておりません。また、当事業年度より、当社から他社への出向者等(2018年3月31日現在1,219名)を含めないこととしております。

(8) 当社の主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
明治安田生命保険相互会社	13,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,686

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 400,878,921株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 25,879名
- ⑤ 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40,453	10.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,379	7.9
明治安田生命保険相互会社	19,537	4.9
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,378	1.9
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,285	1.8
株式会社常陽銀行	6,801	1.7
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,723	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	6,659	1.7
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	6,274	1.6
東京海上日動火災保険株式会社	6,042	1.5

(注) 1. 出資比率は自己株式（4,078,576株）を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社の会社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2018年3月31日現在)

回次 (発行年月日)	新株 予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たり の行使 価額	権利行使期間	保有状況	
						取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (監査等委員)
第5回 (2007年8月27日)	21個	当社普通株式 2,100株	325,900円	100円	2007年8月28日から 2037年8月27日まで	21個 (2名)	—
第6回 (2008年11月25日)	132個	当社普通株式 13,200株	73,400円	100円	2008年11月26日から 2038年11月25日まで	101個 (2名)	31個 (1名)
第7回 (2009年8月10日)	82個	当社普通株式 8,200株	140,800円	100円	2009年8月11日から 2039年8月10日まで	65個 (2名)	17個 (1名)
第8回 (2010年7月14日)	79個	当社普通株式 7,900株	152,700円	100円	2010年7月15日から 2040年7月14日まで	63個 (2名)	16個 (1名)
第9回 (2012年3月19日)	129個	当社普通株式 12,900株	203,700円	100円	2012年3月20日から 2042年3月19日まで	89個 (2名)	40個 (1名)
第10回 (2012年8月23日)	184個	当社普通株式 18,400株	172,600円	100円	2012年8月24日から 2042年8月23日まで	134個 (3名)	50個 (1名)
第11回 (2013年8月1日)	242個	当社普通株式 24,200株	163,200円	100円	2013年8月2日から 2043年8月1日まで	189個 (3名)	53個 (1名)
第12回 (2014年8月1日)	419個	当社普通株式 41,900株	118,300円	100円	2014年8月2日から 2044年8月1日まで	346個 (3名)	73個 (1名)
第13回 (2015年7月28日)	523個	当社普通株式 52,300株	104,000円	100円	2015年7月29日から 2045年7月28日まで	425個 (4名)	98個 (1名)
第14回 (2016年7月29日)	683個	当社普通株式 68,300株	121,300円	100円	2016年7月30日から 2046年7月29日まで	586個 (5名)	97個 (1名)
第15回 (2017年7月27日)	384個	当社普通株式 38,400株	168,100円	100円	2017年7月28日から 2047年7月27日まで	384個 (5名)	—

(注) 1. 社外取締役に付与した新株予約権はありません。

2. 監査等委員である取締役が保有する新株予約権は、当該監査等委員である取締役が監査等委員以外の取締役又は執行役員の在任期間中に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
当社の取締役を兼務していない執行役員に対して、以下のとおり新株予約権を交付しております。

回次 (発行年月日)	新株予約権 の個数	目的たる株式 の種類及び数	1個当たりの 発行価額	1個当たり の行使 価額	権利行使期間	交付人数
第15回 (2017年7月27日)	647個	当社普通株式 64,700株	168,100円	100円	2017年7月28日から 2047年7月27日まで	14名

- ③ その他現に発行している新株予約権
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2018年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役社長（社長執行役員）	牛 田 一 雄	経営全般 新事業開発本部担当 光学本部担当 研究開発本部担当
※ 取締役（副社長執行役員 兼 CFO）	岡 昌 志	経営監査部担当 経営戦略本部担当 兼 経営戦略本部長 財務・経理本部担当 知的財産本部担当
取締役（常務執行役員）	岡 本 恭 幸	ヘルスケア事業部担当
取締役（常務執行役員）	小 田 島 匠	人事・総務本部長 *
取締役（常務執行役員）	萩 原 哲	財務・経理本部長 兼 経営戦略本部副本部長 *
取締役	根 岸 秋 男	明治安田生命保険相互会社取締役代表執行役社長
取締役（常勤監査等委員）	本 田 隆 晴	—
取締役（常勤監査等委員）	藤 生 孝 一	—
取締役（監査等委員）	上 原 治 也	三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問 株式会社小糸製作所社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外監査役
取締役（監査等委員）	畑 口 紘	弁護士 双信電機株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	石 原 邦 夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社社外監査役 日本郵政株式会社社外取締役

(注) 1. ※印は代表取締役を表します。

2. *印は2017年6月29日開催の第153期定時株主総会において新たに選任された取締役を表します。
3. 取締役のうち、根岸秋男、上原治也、畑口紘及び石原邦夫の各氏は社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各氏を同社の有価証券上場規程所定の独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 常勤の監査等委員である取締役として、本田隆晴氏及び藤生孝一氏を選定しています。両氏は、監査等委員会の活動の実効性確保のため、経営委員会、各種委員会等の重要会議に出席し、経営執行状況の的確な把握と監査に努め、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかの監査・監督に努める職務を担っております。
5. 監査等委員である取締役藤生孝一氏は、当社の経理部門における長年の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、明治安田生命保険相互会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社から資金の借入れを行っております。また、当社は、明治安田生命保険相互会社及び東京海上日動火災保険株式会社に対し、それぞれ保険取引関係があります。なお、各社への支払金額は、各社の連結売上高の2%未満であります。

7. 木村眞琴、大木裕史、浜田智秀、正井俊之の各氏は、2017年6月29日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任しました。
8. 橋爪規夫氏は、2017年6月29日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって辞任により監査等委員である取締役を退任しました。

(ご参考)

当社は執行役員制度を導入しており、取締役の執行役員兼務状況は前頁に記載の表のとおりであります。2018年3月31日現在の取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	馬 立 稔 和	半導体装置事業部長
常務執行役員	浜 田 智 秀	産業機器事業部長、カスタムプロダクツ事業部担当、エンコーダ事業室担当
常務執行役員	御 給 伸 好	映像事業部長
常務執行役員	村 松 享 幸	FPD装置事業部長
執 行 役 員	岩 岡 徹	Nikon Europe B.V.社長
執 行 役 員	吉 川 健 二	経営戦略本部副本部長
執 行 役 員	長 塚 淳	生産本部長
執 行 役 員	平 岩 弘 之	ガラス事業室長
執 行 役 員	杉 本 直 哉	経営戦略本部
執 行 役 員	中 山 正	産業機器事業部副事業部長
執 行 役 員	新 谷 誠	ヘルスケア事業部副事業部長
執 行 役 員	濱 谷 正 人	ヘルスケア事業部長
執 行 役 員	鈴 木 博 之	情報セキュリティ推進本部長 兼 ITソリューション本部長
執 行 役 員	池 上 博 敬	映像事業部開発統括部長
執 行 役 員	森 本 哲 也	映像事業部事業企画部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	月 額 報 酬		株 式 報 酬 型 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン		賞 与		合 計	
	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額	支給人数	支 給 額
監査等委員以外 の取締役 (うち社外取締役)	11名 (1名)	247百万円 (11百万円)	9名 (—)	94百万円 (—)	5名 (—)	132百万円 (—)	11名 (1名)	473百万円 (11百万円)
監査等委員であ る取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	83百万円 (32百万円)	—	—	—	—	6名 (3名)	83百万円 (32百万円)
合 計	17名	330百万円	9名	94百万円	5名	132百万円	17名	556百万円

- (注) 1. 上記の監査等委員以外の取締役に係る支給人数・支給額には、2017年6月29日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員以外の取締役5名（うち、社外取締役0名）及び当該取締役に係る支給額を含んでおります。
2. 上記の監査等委員である取締役に係る支給人数・支給額には、2017年6月29日開催の第153期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名（うち、社外取締役0名）及び当該取締役に係る支給額を含んでおります。
3. 上記の株式報酬型ストックオプションの支給額は、監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に付与した新株予約権に関する報酬等の額の当事業年度の費用計上額であります。
4. 上記の賞与の支給額は、報酬審議委員会の審議を経て、2018年5月18日開催の取締役会にて監査等委員以外の取締役（非業務執行取締役を除く）に支給することを決議した総額であります。
5. 監査等委員以外の取締役の報酬等について、監査等委員会より、指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

④ 取締役の報酬に関する基本方針及び手続

報酬制度については、以下のような方針及び手続によるものとします。

イ. 基本方針

役員報酬は、以下の基本的な事項を満たすように定める。

- ・企業価値及び株主価値の持続的な向上への動機付けとなり、意欲や士気を高めること
- ・優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨すること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性が高いこと

ロ. 報酬体系及び業績連動の仕組み

a) 業務執行取締役及び執行役員報酬体系は、以下のもので構成され、また、報酬の配分比率は、役位・職責に応じて月例定額報酬と業績連動報酬の割合が変化する設計とする。

・「月例定額報酬」

業績に連動しない金銭報酬とする。

・「賞与」

単年度における当社全体及び各担当部門の資本効率、収益性等の目標達成度及び定性評価に基づき、標準支給額に対して0～200%の範囲で決定される金銭報酬とする。

・「業績連動型株式報酬」

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、3年毎に設定する中期経営計画で提示する最終事業年度の当社全体の連結売上高、連結営業利益等の目標達成度等に基づき、0～150%の範囲で決定される株式報酬とする。

(注) 2016年11月に発表した構造改革の実施に伴い、「中期経営計画2015年度版」を取り下げたため、当該中期経営計画に連動する業績連動型株式報酬は支給しないこととしました。

・「株式報酬型ストックオプション」

株主との価値共有及び長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与される新株予約権とする。なお、株式の希薄化率が5%を超えない範囲内で実施するものとする。

b) 非業務執行取締役の報酬体系は、「月例定額報酬」のみとする。

ハ. 報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬審議委員会が関連諸制度の審議・提言を行い、当社業績、事業規模などに見合った報酬額を設定するため、グローバルに事業を展開する国内の主要企業の報酬水準を考慮する。

報酬審議委員会は、代表取締役及び過半数を占める社外取締役・社外有識者により構成され、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法などについて審議を行い、その審議結果に基づいて、監査等委員以外の取締役報酬については取締役会の決議、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議によってそれぞれ決定する。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

〔①取締役の状況〕(32頁)に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	取締役会	監査等委員会
根岸 秋男	取締役	14回中13回出席	—
上原 治也	取締役 (監査等委員)	14回中13回出席	11回中10回出席
畑口 紘	取締役 (監査等委員)	14回中14回出席	11回中11回出席
石原 邦夫	取締役 (監査等委員)	14回中13回出席	11回中9回出席

- ・各社外取締役は、経営に関する高い見識又は弁護士としての専門的な知識等に基づき、業務執行から独立した立場で、取締役会の審議・報告内容につき、積極的に発言しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	106
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期までの会計監査の職務遂行状況及び当該期の報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、当会計監査人の報酬は相当であると判断して会社法第399条第1項の同意をしております。

2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

3. 会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額等を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上表上段の金額には、これらを合算して記載しております。

4. 当事業年度において、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）としての報酬の支払いはありません。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

また、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、会計監査人が適格性又は独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、取締役会は監査等委員会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

【決議内容】

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの強化を進めることが重要であり、その実効性の向上をめざして内部統制を充実させてまいります。すなわち、当社及び当社子会社（以下「グループ」と記載します）における業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、資産の保全を図ることが重要な経営責任であると認識し、これに沿った諸制度、組織等の体制を整備・充実させ、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正性を確保いたします。

- ① グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. グループの社会的責任に対する基本姿勢及びグループの役職員が法令や社内規程に従い高い倫理観をもって良識ある行動をとるための基準を示した「ニコン行動規範」を制定し、企業倫理意識の浸透・定着を図ります。
 - ロ. 社会的責任経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発、活動監視を目的とした「CSR委員会」を設置し、その傘下において「企業倫理委員会」が、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定期的に行います。
 - ハ. 反社会的勢力の排除に関しては、その基本的な考え方を「ニコン行動規範」において規定し、さらに、弁護士や警察等と連携し、組織的に対応する体制を構築します。
 - ニ. グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定めるとともに、必要な体制の整備・改善に努めます。
 - ホ. グループの業務遂行が、法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提言を行うため、各業務執行部門から独立し、かつ社長直轄の内部監査部門として経営監査部を設置し、内部監査を行います。
 - ヘ. 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正し、グループ内のコンプライアンスを徹底するために、「倫理ホットライン」などの報告相談窓口をグループ各社に設置し、運用します。
- ② グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社及び国内子会社においては、執行役員制度により業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定と業務執行の効率化を図ります。
 - ロ. 組織的かつ効率的な業務遂行のために、グループにおいて各組織並びに役職位の責任と権限の体系を明確にした権限規程を制定し、運用します。
 - ハ. 当社の取締役がグループの意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、「経営委員会」、各種委員会等の会議体を設置し、運用します。この内、「経営委員会」は、常勤取締役等から構成され、取締役会の決定した経営基本方針に基づき、全般的な業務執行方針、会社全般の内部統制に関する事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定するとともに、各部署より重要事項の報告を受けております。

二. 企業理念である「信頼と創造」の下、グループの経営目標を中期経営計画及び年度計画の中で定め、施策として展開・具体化します。年度計画目標の達成に向けては、事業部制によって事業運営を行い、事業上の課題及び対応を検討する会議を定期的開催します。また、「業績評価制度」に基づいて年度計画目標の達成度を評価・確認します。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社の取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」「経営委員会規則」「ニコングループ情報管理規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。
- ロ. 情報の保護については、社長直轄の情報セキュリティ推進本部が、グループ全体の情報管理を一元的に統括するなど体制の整備・強化に努めます。また、グループ共通の規程を整備し、機密区分・重要度に応じた閲覧権者の明確化、パスワード管理、情報の漏洩・改ざん・破壊防止の措置等について役職員に対し周知・徹底を図ります。

④ グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、「リスク管理委員会」を設置し、グループを取り巻くリスクを適切に管理する体制の整備に努めます。
- ロ. 企業倫理、個人情報保護、環境管理、品質管理、輸出管理、インサイダー取引の未然防止、防災対応の各分野を中心に規程・マニュアルを整備し、グループにおける損失防止の管理体制を強化します。
- ハ. 経営監査部がグループのリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備します。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の重要な事項については当社への報告、当社での決裁等がなされる体制を整備します。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会運営を効率的に行い、監査等委員会監査の実効性を高めることを目的として、当社監査等委員会の指揮命令に従って監査等委員会の職務を補助する当社の使用人若干名を、専任の監査等委員会スタッフとして従事させます。
- ロ. 監査等委員会スタッフの人事異動、人事考課については、予め監査等委員会の同意を得るなど、業務執行者からの独立性を確保します。

- ⑦ グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員は、重要な会議に出席し、グループの経営状態・意思決定プロセスについて常に把握する機会を確保します。
 - ロ. 当社の監査等委員会に対しては、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、コンプライアンスに関する報告相談窓口寄せられた情報、予め取締役と協議して定めた監査等委員会に対する報告事項等について、適切かつ有効に報告がなされる体制を整備します。
 - ハ. 当社の監査等委員会に対しては、経営監査部より、内部監査に関わる状況とその監査結果の報告を行い、当社の監査等委員会は必要に応じて経営監査部に調査を求めます。
 - ニ. 報告相談窓口である「倫理ホットライン」に報告した者への報復行為を禁ずる規定を「倫理ホットライン運用規程」に置くなど、当社の監査等委員会への報告を理由とする不利な取扱いがなされないことを確保します。
- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査等委員の監査費用については、監査等委員会からの申請に基づき一定の年間予算を設け、監査に必要な費用は予算を超過する場合であっても法令に則り当社が支払います。さらに、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が支払います。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社の監査等委員会の執行部門からの独立を確保するとともに、当社の監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行います。
 - ロ. 当社の監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。

【運用状況の概要】

- ① コンプライアンスの状況
- ・最新のグローバル社会要請への対応とさらなるグローバルガバナンスの強化を図るために2018年1月に「ニコン行動規範」を改定しました。
 - ・当社及び国内グループ会社を対象とした意識調査を実施し、調査結果を職場へフィードバックするとともに、必要に応じ改善指導を実施しました。
 - ・競争法教育を国内及び海外で実施し、コンプライアンス強化に努めました。
 - ・リスクベースアプローチによる贈収賄防止教育を国内及び海外で実施しました。
 - ・各種コンプライアンス教育、意識調査等のコンプライアンス推進活動の状況を企業倫理委員会に報告し、各部門へのフィードバックによりコンプライアンス意識の改善、向上に努めました。

② リスク管理の状況

- ・グループでは、リスク管理委員会を年に2回開催しました。
- ・リスクアセスメントを行い、その結果を影響規模と発生確率で表す「リスクマップ」を作成し、高リスクと評価された事項は、リスク低減策の検討等を行っています。リスクマップは継続的に更新し、経年変化を可視化しています。また、これらの結果を取締役に報告しました。

③ グループの経営管理の状況

- ・グループ全体の統制としては、「経営委員会規則」、「子会社等に関する決裁・報告規程」等に基づき、子会社の重要な事項について当社に報告させ、当社において決裁等がなされる体制を整備し、それに沿った運営を行っています。
- ・グループ各社においては、「子会社等に関する決裁・報告規程」及び各国の法令等に従った決裁基準の整備・運営を行っています。
- ・情報の保存及び管理については、「ニコングループ情報管理規程」その他社内規程に則った運用を行い、グループ内で情報管理に関する監査を実施しました。

④ 監査等委員の職務執行

- ・重要な会議に出席し、情報を共有するとともに、意思決定のプロセスや内容について監督を行っています。
- ・各部門、子会社等への往査を実施し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ・往査結果については代表取締役と意見交換を行い、監査上の課題の共有を図るとともに、必要に応じて是正の要請を行っています。
- ・内部監査を担当する経営監査部や会計監査人と定期的な意見交換の場を設けて連携を強化するとともに、その他必要に応じて管理担当部門等との会合を設けて情報を共有するなど有効な監査に努めております。

この事業報告は、注記のない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

以 上

連結財政状態計算書 (2018年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	388,438	仕入債務及びその他の債務	118,701
売上債権及びその他の債権	104,526	社債及び借入金	12,200
棚卸資産	235,553	未払法人所得税	11,567
その他の金融資産	10,958	前受金	176,631
その他の流動資産	12,430	引当金	6,820
(小計)	751,905	その他の金融負債	28,879
売却目的で保有する非流動資産	2,277	その他の流動負債	34,959
流動資産合計	754,182	流動負債合計	389,756
非流動資産		非流動負債	
有形固定資産	118,761	社債及び借入金	113,140
のれん及び無形資産	60,985	退職給付に係る負債	7,995
退職給付に係る資産	5,706	引当金	4,844
持分法で会計処理されている投資	9,387	繰延税金負債	3,978
その他の金融資産	91,841	その他の金融負債	2,490
繰延税金資産	53,355	その他の非流動負債	2,599
その他の非流動資産	4,126	非流動負債合計	135,046
非流動資産合計	344,161	負債合計	524,802
資産合計	1,098,343	資本	
		資本金	65,476
		資本剰余金	81,333
		自己株式	△13,152
		その他の資本の構成要素	△18,310
		利益剰余金	457,561
		親会社の所有者に帰属する持分	572,908
		非支配持分	633
		資本合計	573,541
		負債及び資本合計	1,098,343

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上収益	717,078
売上原価	△404,170
売上総利益	312,908
販売費及び一般管理費	△248,683
その他営業収益	3,714
その他営業費用	△11,702
営業利益	56,236
金融収益	6,535
金融費用	△6,295
持分法による投資損失	△219
税引前利益	56,257
法人所得税費用	△21,422
当期利益	34,835
当期利益の帰属	
親会社の所有者	34,772
非支配持分	63
当期利益	34,835

連結持分変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分
2017年4月1日残高	65,476	81,163	△13,215	7,360	-	△557
当期利益	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益	-	-	-	6,036	△196	△265
当期包括利益合計	-	-	-	6,036	△196	△265
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得及び処分	-	△8	3	-	-	-
株式報酬取引	-	146	60	-	-	-
子会社に対する所有者持分の変動	-	32	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	-	-	-	△669	196	24
所有者との取引額等合計	-	170	63	△669	196	24
2018年3月31日残高	65,476	81,333	△13,152	12,726	-	△799

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			利益 剰余金	合計		
	在外営業 活動体の 換算差額	キャッシュ フロー・ヘ ッジの公正 価値変動額 の有効部分	合計				
2017年4月1日残高	△32,022	△162	△25,381	429,481	537,524	626	538,150
当期利益	—	—	—	34,772	34,772	63	34,835
その他の包括利益	1,616	330	7,521	—	7,521	19	7,540
当期包括利益合計	1,616	330	7,521	34,772	42,294	82	42,375
剰余金の配当	—	—	—	△7,142	△7,142	△57	△7,199
自己株式の取得 及び処分	—	—	—	—	△5	—	△5
株式報酬取引	—	—	—	—	206	—	206
子会社に対する所有者 持分の変動	—	—	—	—	32	△18	14
その他の資本の構成 要素から利益剰余金 への振替	—	—	△450	450	—	—	—
所有者との取引額等合計	—	—	△450	△6,692	△6,909	△75	△6,984
2018年3月31日残高	△30,406	169	△18,310	457,561	572,908	633	573,541

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	501,645	流動負債	334,160
現金及び預金	226,343	支払手形	635
受取手形	12,446	電子記録債務	26,068
売掛金	50,131	買掛金	59,030
製品	60,207	短期借入金	12,200
半製品	2,051	リース債務	399
原材料	34	設備関係未払金	7,843
仕掛品	87,095	未払費用	22,912
貯蔵品	8,303	未払法人税等	9,014
繰延税金資産	35,118	前受金	155,907
関係会社短期貸付金	9,741	預り金	34,937
未収還付法人税等	0	製品保証引当金	3,914
未収入金	8,523	その他	1,302
その他	1,657	固定負債	116,725
貸倒引当金	△3	社債	30,000
固定資産	278,842	長期借入金	83,360
有形固定資産	53,288	リース債務	554
建物	20,088	資産除去債務	2,213
構築物	726	その他	599
機械及び装置	11,794	負債合計	450,886
車両運搬具	60	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	6,571	株主資本	305,158
土地	9,837	資本金	65,476
リース資産	815	資本剰余金	80,712
建設仮勘定	3,397	資本準備金	80,712
無形固定資産	14,682	利益剰余金	172,123
ソフトウェア	10,057	利益準備金	5,565
その他	4,625	その他利益剰余金	166,558
投資その他の資産	210,871	研究開発積立金	2,056
投資有価証券	83,062	買換資産圧縮積立金	4,778
関係会社株式	91,693	圧縮積立金	4,047
出資金	3	別途積立金	111,211
関係会社出資金	16,183	繰越利益剰余金	44,467
関係会社長期貸付金	6,368	自己株式	△13,152
従業員に対する長期貸付金	0	評価・換算差額等	22,766
前払年金費用	341	その他有価証券評価差額金	22,620
繰延税金資産	5,744	繰延ヘッジ損益	146
その他	7,485	新株予約権	1,677
貸倒引当金	△9	純資産合計	329,601
資産合計	780,487	負債純資産合計	780,487

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		482,142
売上原価		334,681
売上総利益		147,461
販売費及び一般管理費		121,659
営業利益		25,802
営業外収益		
受取利息・配当金	21,910	
その他の営業外収益	3,394	25,305
営業外費用		
支払利息	1,287	
その他の営業外費用	5,250	6,538
経常利益		44,569
特別利益		
固定資産売却益	47	
投資有価証券売却益	4,019	4,066
特別損失		
固定資産売却損	64	
減損損失	106	
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式評価損	10,343	
構造改革関連費用	1,130	11,643
税引前当期純利益		36,992
法人税、住民税及び事業税	7,669	
法人税等調整額	△4,753	2,916
当期純利益		34,075

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
				研究開発積立金	買換資産圧縮積立金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2017年4月1日残高	65,476	80,712	5,565	2,056	5,148	4,343	111,211	16,909	△13,215	278,205
当期変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩					△371			371		-
圧縮積立金の取崩						△296		296		-
剰余金の配当								△1,587		△1,587
剰余金の配当(中間配当)								△5,555		△5,555
当期純利益								34,075		34,075
自己株式の取得									△5	△5
自己株式の処分								△43	68	25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△371	△296	-	27,557	63	26,953
2018年3月31日残高	65,476	80,712	5,565	2,056	4,778	4,047	111,211	44,467	△13,152	305,158

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
2017年4月1日残高	18,338	△205	18,133	1,496	297,835
当期変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩					-
圧縮積立金の取崩					-
剰余金の配当					△1,587
剰余金の配当(中間配当)					△5,555
当期純利益					34,075
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,281	351	4,633	181	4,813
当期変動額合計	4,281	351	4,633	181	31,766
2018年3月31日残高	22,620	146	22,766	1,677	329,601

独立監査人の監査報告書

2018年5月7日

株式会社 ニコン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松本 仁 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永山 晴子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宇治川 雄士 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニコンの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月7日

株式会社 ニコン
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	仁	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永山	晴子	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宇治川	雄士	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニコンの2017年4月1日から2018年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月10日

株式会社 ニコン 監査等委員会

常勤監査等委員	本	田	隆	晴	Ⓔ
常勤監査等委員	藤	生	孝	一	Ⓔ
監査等委員	上	原	治	也	Ⓔ
監査等委員	畑	口		紘	Ⓔ
監査等委員	石	原	邦	夫	Ⓔ

(注) 監査等委員上原治也、監査等委員畑口紘及び監査等委員石原邦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(ご参考) 国際会計基準 (IFRS) の適用に伴う主な変更点について

当社グループは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上や、グループ内の会計基準統一による経営基盤の強化を目的として、第153期（2017年3月期）の有価証券報告書の連結財務諸表から、国際会計基準（以下、IFRS）を任意適用いたしました。

連結計算書類につきましては、第154期（2018年3月期）から、従来の日本基準に替えて、IFRSに基づき作成しております。なお、当社単体の計算書類は従来通り、日本基準に基づき作成しております。

損益計算書に関する日本基準とIFRSの主な表示の変更点は以下の通りです。

日本基準		IFRS
売上高		売上収益
売上原価		売上原価
売上総利益		売上総利益
販売費及び一般管理費		販売費及び一般管理費
		その他営業収益
		その他営業費用
営業利益		営業利益
営業外収益・費用		金融収益
受取利息・配当金		金融費用
為替差損益		持分法による投資利益又は損失
支払利息		
持分法による投資利益又は損失		
その他収益及び費用		
経常利益		
特別利益		
特別損失		
税金等調整前当期純利益		税引前利益
法人税、住民税及び事業税		法人所得税費用
法人税等調整額		
当期純利益		当期利益
非支配株主に帰属する当期純利益		非支配持分
親会社株主に帰属する当期純利益		親会社の所有者

- ・日本基準の段階利益である「経常利益」は、IFRSでは非表示になります。
- ・日本基準の「営業外収益・費用」の金融関連以外の収益・費用及び「特別利益・損失」を、IFRSは「その他営業収益・費用」に含めて表示し、営業利益を構成しております。
- ・日本基準では「営業外収益・費用」に含めていた金融関連収益・費用を、IFRSでは「金融収益・費用」として区分表示しております。
- ・日本基準では「営業外収益・費用」に含めていた「持分法による投資利益又は損失」を、IFRSでは「持分法による投資利益又は損失」として区分表示しております。

また、損益計算書に関する日本基準とIFRSの主な会計処理の変更点は以下の通りです。

- ・日本基準ではのれんの償却年数を見積もり、償却費を「販売費及び一般管理費」に計上していましたが、IFRSでは非償却となります。
- ・日本基準では資本性金融商品の売却損益及び減損損失を「特別利益・損失」に計上していましたが、IFRSではその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品については、その他の包括利益を通して認識するため、損益計算書に計上されません。
- ・日本基準では退職給付に係る数理計算上の差異を一定の年数で償却し、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に計上していましたが、IFRSでは発生時にその他の包括利益を通して認識し、利益剰余金へ振り替えるため、損益計算書に計上されません。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京4階 菊の間



交通

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(地下通路を通りC8出口より) … 徒歩約3分
都営大江戸線「都庁前駅」(地下通路を通りC8出口より) …… 徒歩約3分
JR線、小田急線、京王線、地下鉄各線「新宿駅」(西口より) …… 徒歩約10分



●無料シャトルバスのご案内

ホテル専用のシャトルバスが新宿駅西口京王百貨店前のバス停21番乗り場より午前8時20分から20分間隔で運行しております。所要時間は約10分です。(当社株主総会の受付開始は午前9時でございます。)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。